

平成 29 年度指定管理者管理運営状況評価結果について  
(東京都人権プラザ本館・分館)

東京都では、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

このたび、平成 29 年度の評価結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1 評価の目的

評価は、管理の履行状況、安全管理、法令遵守、サービスの利用状況といった観点から指定管理者の業務実施状況等の評価し、その結果を今後の施設管理運営に反映していくことで都民サービスの向上を図っていくことを目的としています。

2 評価の方法

指定管理者の年間を通じた施設の管理運営状況について、毎年度終了後、総務局が一次評価を行い、外部委員を含む評価委員会の評価を経て、最終的な評価を決定します。

3 評価の概要

(1) 評価基準 (4 段階)

総合評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A <sup>+</sup>	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
A	管理運営が良好であった施設
B	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

評価の観点については別紙 1 のとおり。

(2) 評価委員会名及び委員構成

評価委員会	対象施設	委員構成
東京都人権プラザ指定管理者評価委員会	東京都人権プラザ本館・分館	外部委員 3 名 (学識経験者 1 名、公認会計士 1 名、弁護士 1 名)、内部委員 2 名 (東京都職員)

評価委員会委員の氏名については別紙 2 のとおり。

(3) 評価結果

対象施設	評価
東京都人権プラザ本館	A
東京都人権プラザ分館	A

各施設の評価は別紙 3 のとおり。

[問合せ先] 総務局人権部人権施策推進課  
電話 03-5388-2588 (直通)

## 評価の観点

## 1 東京都人権プラザ本館

項目	細項目	内容
管理状況	適切な管理の履行	○協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか ・業務の履行（保守点検など）は適切か ・人員配置は適切か ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など
	法令等の遵守	○個人情報保護、報告等は適切に行われているか ・個人情報保護は適切に行われているか ・情報公開は適切に行われているか ・都への報告は適時、適切にされているか など
	安全性の確保	○施設の安全性は確保されているか ・施設の安全性は確保されているか ・事業者の責に帰す事故が発生したか など
	適切な財務・財産の管理	○適切な財務運営・財産管理が行われているか ・収支状況は安定的な運営が行われているか ・都有財産（物品等）は適切に管理されているか など
事業効果	事業実施・利用の状況	○事業計画どおりの事業実施・利用状況となっているか ・利用者数、利用件数の状況はどうか ・他機関、地域等との連携が適切に行われているか など
	サービス内容の向上	○事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか ・利便性等の向上のための取組はされているか ・施設利用の促進のための取組はされているか など
	行政目的の達成	○行政と連携を図り施設の目的を達成しているか ・施設の目的を達成しているか ・都及び関係機関等との連携が適切に行われているか など

## 2 東京都人権プラザ分館

項目	細項目	内容
管理状況	適切な管理の履行	○協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか ・業務の履行（清掃・巡回の回数など）は適切か ・人員配置は適切か ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など
	法令等の遵守	○個人情報保護、報告等は適切に行われているか ・個人情報保護は適切に行われているか ・情報公開は適切に行われているか ・都への報告は適時、適切にされているか など
	安全性の確保	○施設の安全性は確保されているか ・施設の安全性は確保されているか ・事業者の責に帰す事故が発生したか など
	財務・財産の状況	○適切な財務運営・財産管理が行われているか ・収支状況は安定的な運営が行われているか ・都有財産（物品等）は適切に管理されているか など
事業効果	利用の状況	○事業計画どおりの利用状況となっているか ・利用者数の状況はどうか（環境の変化など外部要因を考慮） など
	サービス内容の向上	○事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか ・利用者の満足度はどうか ・苦情等への対応はどうか など
	行政目的の達成	○行政と連携を図り施設の目的を達成しているか ・施設の目的を達成しているか ・都及び関係機関等との連携が適切に行われているか など

## 評価委員会委員名簿

評価委員会名	委員氏名	役職名
東京都人権プラザ 指定管理者評価委員会	西岡弘之	はなみずき法律事務所 弁護士
	泉澤俊一	泉澤公認会計士事務所 公認会計士
	菱山謙二	筑波大学名誉教授
	西山智之	東京都総務局総務部長
	磯崎美穂	東京都教育庁総務部 人権教育調整担当課長

## 平成 29 年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果一覧

施設名	所在地	指定管理者名	指定期間	総合評価	評価内容
東京都人権プラザ本館	港区芝 2-5-6	公益財団法人 東京都人権啓発センター	H29. 1. 1 ~ H30. 3. 31	A	<p>専門員について、学芸員、司書の専門的知識を持つ者を配置し、外部機関、関連組織、当事者団体等が開催する人権関連行事等に積極的に参加させ、更なる知識の習得や知見の蓄積に努めている。</p> <p>相談員について、相談業務や人権行政に従事した行政経験者を配置するとともに、専門機関の開催する研修に参加させ、一層の相談技法の習得及びスキルアップを図った。</p> <p>人権学習会の積極的な受入、人権啓発事業の回数増等により、展示室と図書資料室の利用者数の合計は、8,245 人と、分館の平成 25 年度から 27 年度までの利用者数の平均に比べ、110.48%と増加した。</p> <p>都民講座について、統一テーマを多角的に捉えられる連続講座を初めて実施するなど、参加者に深い学びを提供できるよう工夫した。また、子供人権教室について、夏休みの自由研究としても活用できるワークショップ形式の教室を実施し、子供に親しんでもらえるよう工夫した。</p> <p>本館と分館の 2 館体制を円滑に運営した。</p> <p>指定管理者選定の際における特命要件は次のとおりである。公益財団法人東京都人権啓発センターはいずれの要件も満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都が設立した監理団体であり、安定的な経営基盤を有するとともに、都の人権施策を確実に補完代行できる。</li> <li>(2) 都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性が担保される。</li> <li>(3) 都の指導の下にセンターとプラザの事業を一体的に実施することにより、プラザの設置目的を効率的に達成できる。</li> <li>(4) 運営に当たる理事会や評議員会の委員等は、幅広い人権分野から選出されており、様々な課題に対応できる。</li> <li>(5) 管理委託を続けており、プラザの管理運営事業に良好な実績がある。</li> </ol>

施設名	所在地	指定管理者名	指定期間	総合評価	評価内容
東京都人権プラザ分館	台東区橋場 1-1-6	公益財団法人 東京都人権啓発センター	H28.4.1 ~ H30.3.31	A	<p>分館廃止について、機会を捉えて情報提供を行うとともに、周辺の類似施設の一覧を備え付けるなど、廃止後の他施設の利用案内を行った。</p> <p>ホール兼視聴覚室で故障に伴い新規交換したプロジェクターのマニュアルを作成し、会議室の貸出事業の終了直前まで利用者の利便性向上に努めた。</p> <p>分館の廃止に伴うインフラ、設備、物品、書類、リース品等の処理に向けた業務スケジュールを日単位で作成し、各機関と情報を共有しながら、進捗管理を円滑に実施した。</p> <p>受付窓口において廃止に関する適切な案内ができるよう、利用者対応のQ&amp;Aを整備した。</p> <p>本館と分館の2館体制を円滑に運営するとともに、廃止に伴う処理業務の進捗管理、利用者への丁寧な周知によりスムーズに廃止に対応した。</p> <p>指定管理者選定の際における特命要件は次のとおりである。公益財団法人東京都人権啓発センターはいずれの要件も満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都が設立した監理団体であり、安定的な経営基盤を有するとともに、都の人権施策を確実に補完代行できる。</li> <li>(2) 都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性が担保される。</li> <li>(3) 都の指導の下にセンターとプラザの事業を一体的に実施することにより、プラザの設置目的を効率的に達成できる。</li> <li>(4) 運営に当たる理事会や評議員会の委員等は、幅広い人権分野から選出されており、様々な課題に対応できる。</li> <li>(5) 管理委託を続けており、プラザの管理運営事業に良好な実績がある。</li> </ol>